

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年2月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600183号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600103号

第1 結論

請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年10月31日から同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成6年10月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年10月31日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和52年4月1日から平成6年10月31日までA社に勤務していたが、退職月の1か月に係る厚生年金保険被保険者の記録がない。退職日が平成6年10月31日となっている離職票及び同年10月分の厚生年金保険料が控除されている同年11月の給与明細書を提出するので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録及びA社から提出された給与台帳並びに請求者から提出された給与明細書及び雇用保険被保険者離職票から判断すると、請求者は、請求期間に同社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成6年10月の標準報酬月額については、同年10月1日に定時決定された標準報酬月額(30万円)の記録及び上記給与明細書により当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められることから、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成6年10月31日から同年11月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(以下「資格喪失届」という。)を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期

間において、事業主が資格喪失年月日を同年 11 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 10 月 31 日を資格喪失年月日として資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600204号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600102号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月10日の標準賞与額を70万3,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月10日

私は、請求期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、その標準賞与額の記録がない。調査の上、年金額に反映するように請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳により、請求者は、請求期間に賞与55万7,283円が振り込まれていることが確認できる上、A社の担当者は、当該賞与については当社が支給したものと考えられ、支給した賞与から厚生年金保険料を控除しないと考える旨陳述している。

また、複数の同僚から提出された賞与支給明細書により、当該同僚は、いずれも請求期間に係る賞与から賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、請求者についても、請求期間において当該同僚と同様に保険料の控除があったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間の標準賞与額については、上記預金通帳により確認できる賞与振込額(55万7,283円)、上記同僚の賞与支給明細書等の関連資料において推認できる賞与額(70万3,000円)及び厚生年金保険料控除額(5万3,955円)から、70万3,000円とすることが妥

当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 12 月 10 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600182号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600104号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社、C社と名称変更を経て、現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年9月11日から昭和45年4月1日まで

私は、C社に、請求期間においても勤務していたにもかかわらず、その厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、請求期間の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のC社に係る雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の回答により、請求者は、おおむね請求期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D社は、請求期間当時の資料はないと回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出の有無及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、請求者と同日付けの昭和45年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している11人の元同僚のうち、8人は、雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日が相違している上、元同僚は、入社が同年1月であったが、会社から厚生年金保険の加入は同年4月と説明があり、厚生年金保険料は同年4月から控除された旨回答及び陳述していることから、同社では、請求期間当時、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。